

登攀および高所作業

Requirement Specification



概要

この基準は、「登攀および高所作業」における健康、安全、およびウェルビーイング (HSW) の側面に関するエリクソンの包括的な最低要件を定義するものです。

適用範囲

本基準は、「登攀および高所作業」に従事するエリクソンのサプライヤー、サプライヤーの従業員、およびその他のサプライヤー関係者に適用されます。

エリクソン現地法人、顧客、土地所有者、または現地規制などの要件が本基準より厳しい場合や、より厳しい要件の数が本基準より多い場合は、常にそれらが本基準で定められている当該要件に優先するものとします。

目次

1	指示内容	2
1.1	定義	2
1.2	要件	4
1.2.1	能力と訓練	5
1.2.2	登攀および高所作業の健康上の適性	7
1.2.3	リスク評価	8
1.2.4	落下物と落下ゾーン	9
1.2.5	夜間帯の高所作業	9
1.2.6	悪天候	10
1.2.7	個人用保護具 (PPE) と墜落防止システム	10
1.2.8	吊り上げ・吊り下げ作業	11
1.2.9	移動式昇降作業台 (MEWP) と高所作業ゴンドラ	12
1.2.10	足場	13
1.2.11	はしご	13
2	責任	14
3	参照	15
4	変更情報	15

1 指示内容

1.1 定義

アンカーポイント: 「転落抑制システム」と「墜落防止システム」がしっかりと取り付けられている電気通信用構造物に沿って設けられた、構造的に健全な所定の場所。アンカーポイントに関する規格やガイドラインはさまざまですが、「転落抑制」については少なくとも公称3.5



kN(363 Kg)、「墜落防止」については公称22 kN(2270 Kg)の負荷能力を有することが強く推奨されます。

登攀:「登攀」とは、手、足、または身体の一部を使って急勾配の構造物を昇降する活動です。

適格者: 該当項目について十分な訓練、経験、知識を有する者。

落下ゾーン: 物が落下し、けがや物的損傷につながる危険のある場所として特定される、地上作業エリアの最も低い所にあるエリア。落下物危険区域。

墜落防止システム: 高所からの作業員の墜落を阻止するために設けられた安全措置。主な目標は、墜落を安全に制止し、作業員を重大な危害から守り、必要に応じて迅速な救助を促すことです。

転落抑制システム: 作業員が高所から転落する危険のある区域に立ち入ることを防止するよう設けられた安全措置。通常、特殊な器具を使用して作業員の行動範囲を制限します。「転落抑制システム」の目的は、転落の可能性を事前対応的に排除することです。

フリークライミング: 「高所作業」と「登攀」の定義に該当する場合、電気通信用構造物への「登攀」(昇降)、同構造物上での横移動、または静止しての作業において、転落からの保護、「墜落防止」、または「転落抑制」などの措置が一切使用されずに一定時間行われること指します。

電気通信用構造物: 自立型タワー、ケーブル固定型タワー、モノポールアンテナ、広告用掲示板、コンクリート製または木製の柱、支柱、マスト、建物の屋上、給水塔など、「登攀と高所作業」が行われるあらゆる構造物を指します。

保護されていない端部: 床、屋根、スロープ、通路など、歩行または作業が行われる平面の側面部または端部(アクセス地点への入口を除く)で、壁、フェンス、ガードレールなどが無い場所。

高所作業: 予防措置が講じられていない場合、人が一定の距離(ある高さからそれより低い場所まで)を落下すると負傷につながる恐れのある場所での職業上の活動。

注意: 最も安全な慣行は、登攀を始めるとき、または低い場所への落下の危険があるときには、落下防止対策を講じることです。この保護対策の形態としては、物理的バリア(技術的な管理)、安全手順(業務上の管理)、または個人用防護具(PPE)が挙げられます。多くの法的管轄区において、1.8メートルを超える場所で作業する場合、これらの保護対策が義務付けられています。ただし、法的規制、顧客、または土地所有者の要件であるかどうかにかかわらず、必ず最も厳しいガイドラインに従ってください。



1.2

要件

すべての「高所作業」について、「高所作業」の回避(例:ドローンの使用)と工学的管理対策(例:ガードレール付きプラットフォーム)を優先し、管理面の階層の概念を適用する必要があります。「転落抑制システム」と「墜落防止システム」の使用は、最後の防衛線と見なされることとする。

「フリークライミング」は、例外なく常に固く禁じられています。「フリークライミング」を行ったことが発覚したサプライヤー従業員(ASP)は、懲戒処分の対象となる場合があります。「正規サービスサプライヤー(ASP)」の従業員が「フリークライミング」を行ったことが発覚した場合、「結果管理(コンセクエンス・マネジメント)」が適用されるものとします。

「転落抑制システム」または「墜落防止システム」の使用中は、登攀者は承認された「アンカーポイント」に常時しっかりと固定されている、または繋がれているものとします(100%タイオフ)。

単独で、または監督のない「高所作業」は固く禁じられています。

「電気通信用構造物」の「高所作業」が実施される場合は、少なくとも作業チームの1人が「救助登攀者」であり、利用可能な救助用具を備えていることとします。

「高所作業」が実施される場合は、緊急救助計画を整備し、関係者全員が理解するものとします。

「電気通信用構造物」で「高所作業」を実施する場合は、少なくとも作業チームの1人が、できれば「作業責任者」/「チームリーダー」など地上の人員も、応急処置の訓練を受けるものとします。

検査プレート、ラベル、または認可証が紛失した場合や、判読不能な場合、および現地の規制で義務付けられている場合、「電気通信用構造物」(タワー、木製柱など)を対象とした「登登および高所作業」は許可されません。

「保護されていない端部」から1.8メートル以内で行われるすべての作業について、ガードレール、「転落抑制システム」、「墜落防止システム」など、転落から保護するためのシステムの導入が必要です。

「電磁場(EMF)」や「無線周波数(RF)」フィールドの近くで作業する場合は、「無線周波数電磁場への曝露に関する指示」[1]に従う必要があります。

電気設備や送電線の近くで作業する場合は、安全な距離要件が満たされるよう調整しなければなりません。

作業現場に掲示すべき安全標識(危険、警告、注意、注記など)に関しては、必ず現地の法的要件に従うものとします。



1.2.1 能力と訓練

「登攀と高所作業」に携わるすべての作業員は、以下に定義される分類に従って、「高所作業」の基本、転落防止・抑制システム、および「高所作業」の現場に到達するために使用する特定の設備・機器について訓練を受けなければならない。

- 基本的な登攀者:持ち運び可能なはしご、階段、足場、保護された屋根やプラットフォーム、あるいは固定式や操作式の高所からの転落防止設備(ガードレールなど)を備えた屋根の上で高所作業を実行する者。*[主に、現場のメンテナンスを専門的に行う作業員に適用]*
- 高度な技術を持つ登攀者:「電気通信用構造物」や「保護されていない端部」で「登攀」または「高所作業」を行ったり、仮設登攀装置などの専門機器を使用する者。
- 救助登攀者:「高所作業」中に自分自身や他者の救助活動を行うことができる、高度な技術を持つ登攀者。
- 懸垂(ロープアクセス)作業員:上方から固定されたロープやその他の支持システムを用いて、垂直面または垂直に近い表面で「高所作業」を行う者。

1.2.1.1 登攀と高所作業の訓練要件:

- 「高所作業」現場に到達するために使用する設備(はしご、固定はしご、足場、移動式昇降高所作業台、高所作業ゴンドラなど)を具体的に示すこと
- 電気通信産業および登攀する「電気通信用構造物」(柱、マスト、広告用掲示板、モノポールアンテナ、タワーなど)に関連していること
- 「登攀と高所作業」を実施する前に完了すること
- 理論と実践の両方で構成されており、実践がコースの大部分を占めていること
- 「転落抑制」、「墜落防止」、およびポジショニング用器具の使用とメンテナンスについて取り扱うこと
- 該当する場合、または必要な場合は、(自己)救助技術と救助用具の使用について取り扱うこと
- 現地の法律に従って更新または再精査をすること。ただし、いかなる状況においても2年以上の間隔を空けてはなりません。
- 現地の法的要件を網羅すること。
- 知識試験または能力評価を実施すること
- 訓練の範囲と有効期間を明記した修了証明書を提供すること



1.2.1.2 高所作業訓練内容の最低要件:

1. 高度な技術を持つ登攀者:
 - a. 所要時間: 最低16時間
 - b. 人員比: 受講者10人に対しインストラクター1人 (推奨)
 - c. 内容:
 - i. 「高所作業」の危険:
 1. タワーや建造物での作業に伴う危険
 2. 野生生物、季節によって異なる天候、セキュリティ上のリスクなど、その地域におけるタワーでの作業に特有の危険
 3. 作業中の事故防止措置とポジショニングの原則
 4. 少なくとも下記を含む、屋上での作業に伴う危険:
 - a. 保護されていない端部
 - b. 壊れやすい表面(天窓など)
 - c. 排気ガス/換気口および化学物質
 5. 一般的な危険:
 - a. 天候とその他の環境条件
 - b. 電磁場 (推奨)
 - c. 電気事故防止に関する基本 (推奨)
 - d. 防火の基本 (推奨)
 - ii. 転落防止システムとその構成部品 – 実践:
 1. 現地で使用される転落防止システムの紹介
 2. 転落防止システムの構成部品
 3. さまざまな転落防止システムの使用・操作方法
 4. 屋上で作業する際の「転落抑制」措置
 5. アンカーポイント(複数箇所)の選択
 - iii. 作業時の身体ポジショニング:
 1. 転落要因
 2. 作業時の身体ポジショニングに関するテクニックと実践
 3. アンカーポイント(複数箇所)の選択と使用
 - iv. PPEの点検と着用:
 1. 「高所作業」の安全な実施に必要なPPEの説明
 2. ハーネスの各取り付けポイント
 3. コネクターとランヤードの使用
 4. アンカーポイントの特定
 5. ロープと関連設備装置の使用
 6. ダブルランヤードを使用した昇降
 7. PPEのクリーニング
 8. PPEの使用前点検と定期点検
2. 救助登攀者:
 - a. 所要時間: 最低8時間
 - b. 人員比: 受講者10人に対しインストラクター1人 (推奨)
 - c. 内容:
 - i. 緊急時の手順:



1. 緊急時対応計画
 2. 緊急事態の発生可能性の評価
 3. 現地の状況に特有の緊急事態の検討
 - ii. 高所作業での救助に使用する機器：
 1. 現地で使用されている救助機器の説明
 2. 機器の手入れ、点検、メンテナンスに関する指示
 3. 機器の使用と制限に関する指示
 - iii. 高所作業での救助に必要な技術：
 1. アンカーポイントの選択と点検
 2. 救助のためのロープアクセス技術
3. 懸垂(ロープアクセス)作業員：
 - a. 所要時間:最低32時間
 - b. 人員比:受講者4人に対しインストラクター1人
 - c. 内容:現地の法的要件に準拠

1.2.1.3 高所作業トレーナーの最低要件:

- 「高所作業」に関して国際的に認められた規格による認定を受けていること
- 「高所作業」トレーナーとしての経験が5年以上あること
- 電気通信分野のトレーナーとしての経験があること

1.2.1.4 高所作業訓練施設の最低要件:

- 訓練の実施に適した基準であること
- 室内訓練に適した設備があること
- 実践練習ができるよう、シミュレーション環境へのアクセスやシミュレーションの使用が可能であること
- 訓練中に使用されるすべての構造物を定期的に点検すること
- 適切な緊急手順を整備しておくこと
- 休憩所があること

1.2.2 登攀および高所作業の健康上の適性

「高度な技術を持つ登攀者」、「救助登攀者」、「懸垂(ロープアクセス)作業員」として訓練を受けた作業員は、現地の規制で許可されている場合、健康診断証明書によって、登攀に対する適性を有している証拠を提供するものとします。この要件は、「登攀および高所作業」中に、自分自身または他者を負傷の危険にさらす可能性のある身体的または健康状態を特定するためのものです。



登攀に適していることを示す証拠は、「登攀および高所作業」を実施する前に入手しなければなりません。

医学的な登攀適性評価は、少なくとも2年ごとに実施する必要があります。

登攀適性を判断するための一般的な健康診断証明書は、以下の診断項目を含むものとします。

- 体力
- 病歴の確認
- 心血管系の健康状態
- 呼吸器の健康状態
- 筋骨格系検査
- 視覚と聴覚
- バランス感覚と調整機能
- 薬物およびアルコール

作業員は医学的な登攀適性証明の提出に加え、「登攀および高所作業」の実施前と実施中は、毎回、肉体・精神的な準備態勢を自己評価することが推奨されます。

この自己評価には以下を含めるものとします。

- 身体的健康: 体調が万全であること。また、何らかの症状や投薬によって集中力が低下したり、安全なパフォーマンスに影響を与える可能性のある健康状態にないことを確認すること。
- 水分補給: 作業中に熱中症などにならないよう、常に適切な水分補給を心がける。
- 休息: 鋭敏さと集中力を保つため、就業前に十分な休息と睡眠を確保する。
- エルゴノミクス: 作業中の不要な身体負担や負傷を防ぐため、身体の姿勢や機器の使用に注意する。
- 心のウェルビーイング 平静で精神的に集中できており、何らかの症状や投薬によって集中力が低下していないこと、ならびに安全なパフォーマンスに影響を与えるような健康状態にないことを確認する。

1.2.3 リスク評価

すべての「登攀および高所作業」活動について、その開始前に「チームリーダー」または「作業責任者」(PICW)がリスク評価を実施するものとします。リスク評価には以下が含まれるものとしますが、これらに限定されません。

- 作業/活動の性質
- 作業場所のレイアウト(非常口への経路を含む)
- 登攀現場へのアクセスと出口
- 天候(現在および予報)
- 夜間帯
- 頭上の送電線
- 「電気通信用構造物」の状態
- 建物へのアクセス



- 屋上の状況および関連する危険
- 昇降操作
- 現地の条件

現場に立ち入る前に、入手可能な記録(現場調査など)に記載されている既存の危険がないことを確認してください。

リスク評価は文書化するものとします。

1.2.4 落下物と落下ゾーン

落下物のリスクを減らすため、すべての工具と機器類は登攀者に高所作業用工具落下防止紐等であつなくか、安全に収納するものとします。

ナットやボルトなどつなぐことのできない小さな物については、落下防止の代替手段として、作業エリアの下に目の細かいメッシュの安全ネットなどを張ってください。「落下ゾーン」は、あらゆる代替手段を検討し、いずれも不適切であるとみなされた場合にのみ設定するものとします。

地上の通行人などを保護するため、「落下ゾーン」は目につきやすい明るい色の一時的なバリア、コーン、注意喚起テープ、ロープなどを用いて明確に示し、適切な標識を添えるものとします。通常の作業条件下では、「落下ゾーン」内への個人の立ち入りは許可されません。明確で不可欠な目的を持ち、適切な安全対策を講じている、訓練を受けた人員のみ立ち入ることができますが、この場合でも事前の連絡と調整が必要です。

「落下ゾーン」は、作業現場の高さの半分の大きさに設定することが推奨されますが、高所作業用工具落下防止紐等で工具を繋ぎ止めている、安全ネットが張られている、などの対策が取られている場合は縮小することができます。

屋上または「保護されていない端部」で作業する場合は、「電気通信用構造物」自体の基部周辺エリアに加えて、「電気通信用構造物」が設置されている建物またはインフラ周辺のエリアに対しても「落下ゾーン」を考慮するものとします。

近隣の不動産物件が「落下ゾーン」内にある場合は、「高所作業」前に近隣の物件所有者に連絡して調整するものとします。

絶対に、資材や機器類を地面に投げたり落したりしてはなりません。

1.2.5 夜間帯の高所作業

夜間帯に「電気通信用構造物」や「保護されていない端部」での「高所作業」を伴う計画的な活動は避けるものとします。

ただし、1) 暗くなるまでに完了しない活動、2) 緊急時、すなわち復旧作業、3) 有効な、顧客との契約要件に定められている場合などは例外とします。このような状況では、下記が適用されます。



- 当該プロジェクトの「リスク評価」と「EHSプロジェクト計画」で、該当する場合、「夜間帯」の「高所作業」の軽減対策を講じる。
- すべての計画と準備作業を日中帯に完了するものとする。
- 登攀者用のヘッドランプ、地面や構造物に設置されたの投光器など、一時的な照明を使用する。これら両方の照明の使用が望ましいが、地面からの投光が眩しくないよう注意する。

注意: 一時的な照明や発電機からの騒音による近隣の不快感を最小限に抑えるため、適切な配慮をするものとします。

1.2.3項の「リスク評価」の規定が対処され、合意されない限り、夜間帯に昇降活動は行わないものとします。

1.2.6 悪天候

「電気通信用構造物」および「保護されていない端部」での「登攀および高所作業」は、下記の期間中に実施してはなりません。

- 雷を伴う暴風雨の接近中および通過中。注意: 計測装置、アプリケーション、ウェブサイトなどを利用して、雷を伴う暴風雨の予測が可能。
- ビューフォート階級6(毎秒13.8m)以上の強風または突風

その他の条件として、気象現象(竜巻など)、極端な気温、降水、霧などが「リスク評価」で考慮されます。これには、作業員(病気など)や構造物(表面が滑りやすくなるなど)への影響も含まれます。

1.2.7 個人用保護具(PPE)と墜落防止システム

「登攀および高所作業」に携わるすべての作業員は、「個人用保護具(PPE)に関する指示」[2]に従って、安全靴と手袋に加え、良好な状態の適切な衣服を着用するものとします。

「高度な技術を持つ登攀者」、「救助登攀者」、および「懸垂(ロープアクセス)作業員」に必須のPPEと「墜落防止システム」は、承認された国際規格に適合し、最低限以下を含むものとします。

- 登攀用ヘルメット(顎紐は常に締めて着用)
- 4点または5点式フルボディハーネス
- ショックアブソーバーとスナップフック付きの墜落防止ダブルランヤード
- ロープグラブ(垂直のライフラインが設置されたタワー用)
- サスペンション外傷緩和装置(強く推奨)

「救助登攀者」用の推奨緊急装備:

- 100メートル以上の救助ロープ(静的な構造)
- 下降器
- プーリーシステム



- カラビナとコネクター
- 切断用工具またはナイフ

「墜落防止システム」の構成部品は、以下のように点検するものとします。

- 初回の使用前に、メーカーから提供された正式な検査書類を確認する。
- 登攀者が使用する前に毎回点検する。徹底した点検が行えるよう、同僚との相互チェックを強く推奨します。
- 少なくとも12か月ごとに、「適格者」による徹底した検査を受ける。

必要に応じ、悪天候用の衣服を着用するものとします。このような衣服は十分な強度と保温性があり、防水加工が施されていないとなりません。下記のような服装は避けてください。

- 着用時に動きを妨げる服
- 風が強いと「帆」のようになる、ゆったりとした服
- 服に密着していないボタン、ストラップ、バックルなどや、引っ掛かる可能性のあるものが付いている服
- 一緒に着用することでPPEアイテムの機能を損なうような服

一度使用した「墜落防止システム」はすべてメーカーの指示または地域の規制に従って取り外して廃棄するか、または自動巻き取り式ライフラインの場合は再認定を受けなければなりません。

1.2.8 吊り上げ・吊り下げ作業

すべての吊り上げ・吊り下げ作業は、以下の訓練を受けた作業員によって実施されなければなりません。

- 重量が100キログラム未満の軽い荷の吊り上げ・吊り下げ
- 重量が100キログラム以上の重い荷の吊り上げ・吊り下げ

すべての機器類について、承認を受けた検査官/「適格者」による独立した点検を毎年行い、文書化するものとします。

機械式吊り上げ装置または補助器具は、認定された検査官/「適格者」によって毎年検査され、文書化されるものとします。

すべての昇降設備装置に、吊り荷の偶発的な放出や下降を防止するための安全（緊急）機械式制動システムが備わっているものとします。

吊り荷の制御不能な自由落下のリスクを最小限に抑えるため、吊り上げ機器には適切な装置（グリグリまたはハーケンウィンチなど）を取り付けるものとします。吊り荷は常に安全な管理下に置き、吊り上げ作業の周辺にいる公衆へのリスクを最小限に抑えるものとします。

吊り上げ作業中に「落下ゾーン」に立ち入ることは固く禁じられています。



吊り荷が100キログラムを超える場合は、機械的な方法で吊り上げる必要があります。

1.2.9 移動式昇降作業台 (MEWP) と高所作業ゴンドラ

MEWPおよび高所作業ゴンドラは、使用しているモデルについて特別な訓練を受けた者のみが操作するものとします。この訓練は転倒やゴンドラから投げ出される事故を防止することを目的としており、緊急時の手順を取り扱うものとします。さらに、知識テストまたは能力評価も訓練に含める必要があります。

MEWPおよび高所作業ゴンドラは、メーカーの仕様に詳述されている(最大荷重、最大風速など)安全な動作条件下でのみ操作するものとします。

MEWPは使用前に毎日点検するものとします(使用前チェックリスト)。

MEWPまたは高所作業ゴンドラ内にいる作業員と、作業現場で作業に携わる関係者全員との間に、適切な通信手段が維持されるものとします。

高所作業ゴンドラ/MEWP内の作業員は、移動中であるか否かに関わらず、装置上にいる間は常に安全ヘルメットとフルボディハーネスを着用し、メーカーが承認したアンカーポイントを使用した「転落抑制システム」または「墜落防止システム」によって保護されるものとします。

高所作業ゴンドラ/MEWP内の作業員は、ガードレールシステムの外に手を伸ばしたり、上部または中央レールの上に立ったり、レールの上でバランスを取ったりしてはなりません。

すべての工具や機器類は、高所作業ゴンドラ/MEWP内の高所作業用工具落下防止紐等で作業員にしっかりとつなぐものとします。

MEWPを操作する際は、すべての送電線/ケーブルおよび周囲の構造物などを特定し「リスク評価」に含め、必要なすべての予防措置を講じるものとします。送電線/電気ケーブルと接触する恐れのある場所では、MEWPを操作してはなりません。また、樹木、建物/構造物、周囲のMEWPなどについてもリスクを検討し、軽減/管理方法を考慮する必要があります。

通行車両や通行人と接触する恐れのあるエリアでMEWPを操作する場合は、以下の予防措置を取るものとします。

- 適切な標識の設置
- MEWPのフル稼働時に「落下ゾーン」となる場所全体への立ち入りを禁止する適切なバリケードの設置
- MEWPの稼働時は、適切な訓練を受けた警備員/監視員が現場を監視し、すべての通行車両や歩行者が適切に誘導され、混乱が起きないようにします。

道路内または道路の一部でMEWPを稼働させる必要がある場合は、完全な道路交通管理計画を整備するものとします。該当する場合、現地の交通当局の承認を道路交通管理計画に含める必要があります。



別の作業プラットフォームまたは作業エリアへのアクセスにMEWP/高所作業ゴンドラを使用することは避けてください。現地の規制で許可されている場合は、プロジェクトを担当するEHS組織と相談の上、CPMまたはMSCOOの承認を得た後のみ、平屋根へのアクセスが認められます。ある作業プラットフォームから別のプラットフォームへ移動する際、作業員は100%タイオフを維持するものとします。

1.2.10 足場

有資格者または「適格者」は以下を行うものとします。

- すべての足場の分解/組立の監督と指示
- 安全な足場の使用について作業員全員の訓練
- 週一回以上の週次点検

足場は常時適切に固定され、安全が確保されているものとします。

絶対に足場の耐荷重制限を超えてはなりません。

すべての足場から、はしごへ安全にアクセスできるものとします。作業員は、絶対に締め具や構造部材/フレームにつかまって登ってはなりません。

足場にはガードとトーボードを設置するものとします。

嵐や強風の際は足場を使用しないでください。

足場メーカーの指示に従うものとします。

移動式足場は、人が乗っているときは絶対に移動させてはなりません。移動式足場の上で作業している人がいる場合は、安定した地面の上に配置し全車輪をロックするものとします。

1.2.11 はしご

はしごの使用者は、はしごに関連するリスクとはしごの適切な使用方法について訓練を受けるものとします。訓練は、1連はしご、脚立、伸縮タイプなど、使用するはしごのタイプに特化したものとします。

はしごには、耐荷重や使用目的などの安全情報が記載された、判読可能なメーカーのラベルが貼られているものとします。これらは常に遵守しなければなりません。

携帯用はしごは毎回の使用前に目視点検し、これを定期点検プログラムの一部とします。

固定はしご(ケージ付き固定はしごを含む)は、現地の法律とメーカーの要件に準拠していることを検査・証明する必要があります。

はしごに損傷、欠陥、欠落部品などがある場合や、メーカーの指示に適合しない場合は、使用せずに取り外し、廃棄するものとします。



作業員は、常にはしごとの接触点を3つ(両手と片足、または片手と両足)保つものとし、ます。

必要な工具や機器類は、適切な工具ベルトまたはリュックを使用して、はしごの上へ運ぶ必要があります。

携帯用はしごを使用して高所で作業するには、少なくとも2人の作業員が現場にいる必要があります。常に1人ははしごに足を置いて押さえ、1人だけがはしごに上るようにします。

メーカーの指示、現地の法律、またはエリクソンEHS SMEのガイダンスに従って、「墜落防止システム」を使用しなければなりません。

車両による輸送時:

- すべてのはしごを車両にしっかりと固定すること
- はしごが車両から突き出さないようにする。はしごが車両から突き出ている場合は、適切な標識またはマーキング(赤い旗など)を使用すること。
- はしごを同乗者と同じ場所に載せて運搬しないこと

2 責任

サプライヤーのプロジェクトマネージャー:

- 各自の責任範囲内で、本文書に定義された要件が、確実に遵守されるようにすること。これには下記が含まれるが、下記のみ限定されません。
 - 登攀者の能力と訓練(「高所作業」と「応急処置」)。
 - 健康上の登攀適性
 - リスク評価
 - 夜間帯の「高所作業」の承認
 - 極端な気象条件
 - 登攀者用PPEと「墜落防止システム」
 - 緊急時の設備装置と対応計画
- 本「指示」の全要件を履行するために必要な予算とリソースを確保する。

作業責任者/チームリーダー:

- 各自の責任範囲内で、本文書に定義された要件について、コンプライアンスを確保すること。これには下記が含まれるが、下記のみ限定されません。
 - 登攀者の能力と訓練
 - 健康上の登攀適性
 - リスク評価
 - 「落下物」および「落下ゾーン」の設定
 - 夜間帯の「高所作業」の承認
 - 極端な気象条件
 - 登攀者用PPEと「墜落防止システム」
 - アクセス用道具(はしご、足場、MEWPなど)の点検
 - 緊急時の設備装置と対応計画



- 必要に応じた「作業停止権限基準」[3] の実施
- 作業を安全に行う能力に影響する可能性のある、登攀者の医学上および健康上の状態を確認する。
-
- 事故、ニアミス、リスク観察、HSW事案などを「グローバルインシデント報告ツール」([GIRT](#))で報告する。

高所への登攀および高所作業を行う作業員：

- 下記を含め、本「指示」の該当項目のコンプライアンスを確保する。
 - 訓練(「高所作業」と「応急処置」)
 - 健康上の登攀適性
 - 適正なPPEと「墜落防止システム」の使用
 - 100%タイオフの常時使用(「フリークライミング」禁止)
 - 「落下ゾーン」の設定
 - 必要に応じた「作業停止権限基準」[3] の要請
- 作業を安全に行う能力に影響する可能性のある、医学上または健康上の状態を報告する。
- 事故、ニアミス、リスク観察、HSW事案などについて、PICW/「チームリーダー」に報告する。

サプライヤーの環境安全衛生担当者

- 「高所への登攀および高所作業」に関する問題について、技術的専門知識を提供する。
- 関係者全員が「高所作業」に関する現地の規制を把握していることを確認する。
- 最新情報の収集を行い、「高所作業」に関連する業界のベストプラクティスについて助言する。
- 事故調査のフォローアップと指導を行う。

3 参照

- [1] [無線周波数電磁界への曝露に関する基準](#)
- [2] [個人用保護具に関する基準](#)
- [3] [サプライヤーの作業停止権限プロセス](#)

4 変更情報

- 1 改訂D。「指示」全体を完全に改訂。